

【療養病床向け】

介護医療院 開設手続きガイドブック

※中核市である八王子市に所在する施設は、
本案内の対象外であるため八王子市へお問い合わせください。



介護医療院

令和3年7月更新版

東京都福祉保健局

高齢社会対策部 施設支援課

「介護医療院」の創設について

平成29年6月2日付けで公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」により、平成30年4月より新しい介護保険施設として「介護医療院」が創設されました。

それに伴い、都では「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」を平成30年4月1日付けで施行し、当該施設の基準を定めるとともに、開設許可等に係る手続きを実施しています。

本ガイドブックは、療養病床から介護医療院への転換において、開設許可に係る手続きの流れや概要を中心にとりまとめたものであり、具体的な提出書類や指定基準、介護報酬の内容・解釈については省略しています。

なお、介護療養型医療施設及び医療療養病床が介護医療院に転換する場合、当該転換に伴う定員の増加は、介護医療院の必要入所定員総数には含まれません。

一方、介護医療院を新設する場合、第8期計画期間中は必要入所定員総数を設定していない（総数をゼロとしている）ため、当該施設の所在する区市町村の意見を十分に考慮した上で、都道府県知事による開設許可の拒否対象となることがあります。

必ず事前に区市町村と協議を行っていただきますようお願いします。

目次

1	開設許可に係る主な手続きについて	・・・1
2	各手続き申請受付窓口	・・・4
3	開設許可の手続き フロー	・・・5
4	各種補助金について	・・・7
5	留意事項	・・・8

1 開設許可に係る主な手続きについて

ここでは、開設許可申請についての主な手続きを紹介します。

なお、介護医療院の開設にあたっては、開設許可申請だけではなく、定款変更等の各種手続きが必要です。別途必要な手続きについては「2 開設許可の手続きフロー」と「3 各手続き申請受付窓口」を参照ください。

(1) スケジュール

都との事前協議	開設許可申請	指定
3か月前まで	前々月末まで	毎月1日

※都との事前協議の前に、別途区市町村との事前協議が必要です。

【事前協議・開設許可申請の受付窓口】

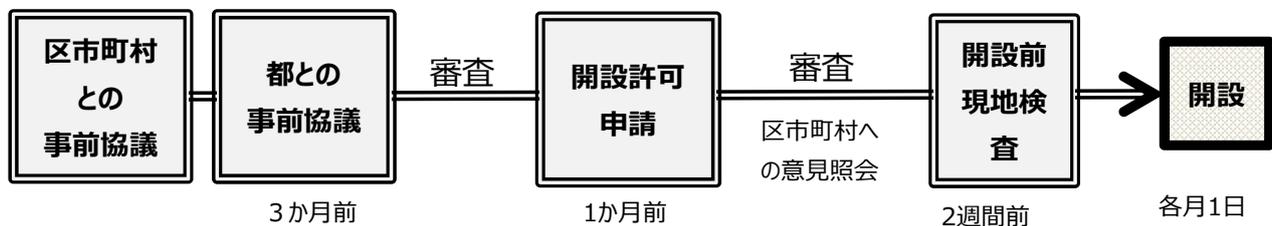
高齢社会対策部施設支援課施設整備担当（老健班）

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階中央

☎：03-5320-4266

(2) 申請から許可までの流れ



※別途、開設許可手数料を納めていただきます。

(3) 申請に係る事前協議・審査

- ・事前協議申請書のご提出をお願いします。
- ・事業者の開設計画を確認し、併せて介護医療院の審査基準を満たしているか、建築基準法・消防法・火災予防条例を満たしているか等の確認を行います。
- ・事前協議については、予約が必要です。電話にて上記申請受付窓口宛にご連絡ください。
- ・申請内容によっては審査に数か月を要するケースもありますので、期間に余裕をもって協議をお願いします。

○事前協議様式及び審査基準の掲載サイト

東京都福祉保健局 > 高齢者 >

高齢者施設 > 介護医療院 > 介護医療院の開設許可に係るお手続きについて

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/kaigoiryuin/kaigoiryuintetsuduki.html>



・開設許可に係る基準に関するご質問や申請書の記載方法等については、別途下記担当で受け付けております。

○施設・設備に係る基準、申請書の記載方法について：

高齢社会対策部施設支援課施設整備担当（老健班）03-5320-4266

○運営・人員配置に係る基準、介護報酬の算定について：

高齢社会対策部施設支援課施設運営担当：rouken-unnei@section.metro.tokyo.jp

※運営担当への問合せはメールでお願いいたします。件名に必ず【医療院】と入れてください。

（４）開設許可申請

- ・事前協議の終了後、申請書類一式（**求積図**を含む）を作成の上、改めて申請日時の予約を行ったうえで申請を行っていただきます。
- ・申請時には、必要書類を全て、窓口へ直接持参してください。
- ・なお、申請様式は、事前協議終了後に担当からメールにて送付いたします。

（５）開設許可申請の審査

- ・申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているか審査を行います。
- ・また、都から区市町村に対し、開設に関して介護保険法第107条第6項に基づく意見照会を行います。
- ・審査の過程で不明点の確認や追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・申請内容によっては審査に数か月要するケースもありますので、期間に余裕をもってご提出ください。

（６）開設許可

- ・開設許可日は各月1日付けです。その前月末までに許可書を交付します。
- ・開設許可証の再発行はいたしかねますので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ・なお、「**2各手続き窓口**」の必要な手続きの完了後、開設を許可します。

（７）情報提供・公示

- ・東京都福祉保健局ホームページで開設した施設の一覧を掲載しています。
- ・新規開設施設については「東京都公報」に登載します。

（８）開設許可手数料の支払い

・東京都福祉保健局関係手数料条例に基づき、開設許可申請者は、次の手数料を都に納めていただきます。

○介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設許可の申請に対する審査

介護医療院開設許可申請手数料：63,000円

（９）参考サイト

○厚生労働省サイト「介護医療院について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>

○介護医療院公式サイト

<https://kaigoiryuin.mhlw.go.jp/>

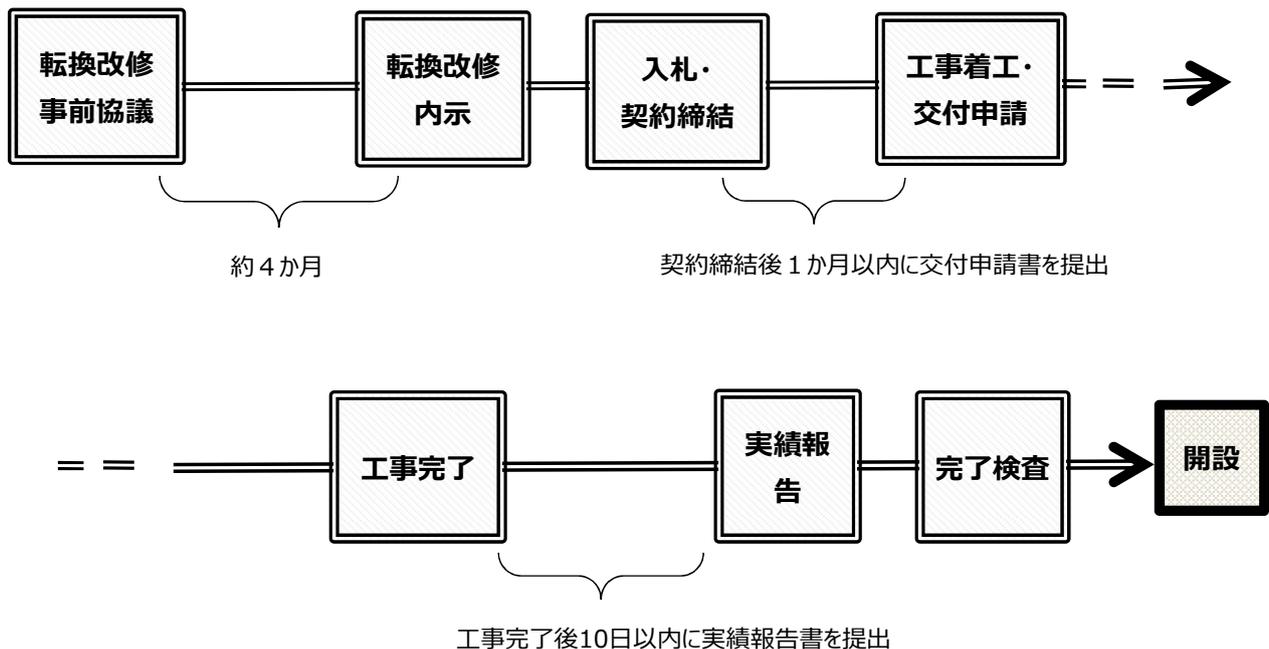
(10) 転換に伴い、補助金を利用して改修を行う場合

- ・転換に伴い、補助金を利用して改修を行う場合には、開設許可の手続きとは別に申請が必要です。
- ・ここでいう「改修」とは、以下の「介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備補助事業」の補助メニューのうち、「①転換改修」を指します。
- ・なお、工事を伴わない備品の購入については、7ページの「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」をご参照ください。

① 転換改修	既存の介護療養型医療施設の建物の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）により、施設を整備すること。
② 転換創設	既存の介護療養型医療施設の建物を取り壊さずに、新たに施設を整備（新築）すること。
③ 転換改築	既存の介護療養型医療施設の建物を取り壊して、新たに施設を整備（新築）すること。
④ 転換 ユニット化改修	既存のユニット型以外の介護療養型医療施設を改修し、ユニット型個室の介護医療院に転換することで、居住環境等の改善整備を行うこと。

対象経費は、「介護医療院の施設・設備基準」に適合させることを目的とした整備に限ります。

・おおまかな流れは下図のとおりです。



- ・まずは、都への事前協議を行ってください。
- ・なお、事前協議から内示までは、審査に約4か月要しますのでご注意ください。
- ・内示後、施工業者の入札（原則として、一般競争入札）及び契約締結を行っていただきます。
- ・契約締結後1か月以内に交付申請書をご提出ください。
- ・また、工事完了後10日以内に実績報告書をご提出ください。
- ・実績報告をもとに、完了検査を行い、検査が済みましたら補助金支払いの手続きを行います。
- ・なお、協議時の内容を変更することは原則できませんのでご了承ください。
- ・詳細は、7ページ「4各種補助金について」をご参照ください。

2 各手続き申請受付窓口

介護医療院の開設に当たり、開設許可申請以外のお手続きが必要になる場合があります。

場合によっては、数か月の期間を要する場合がありますので、早めに関係部署への協議をお願いいたします。

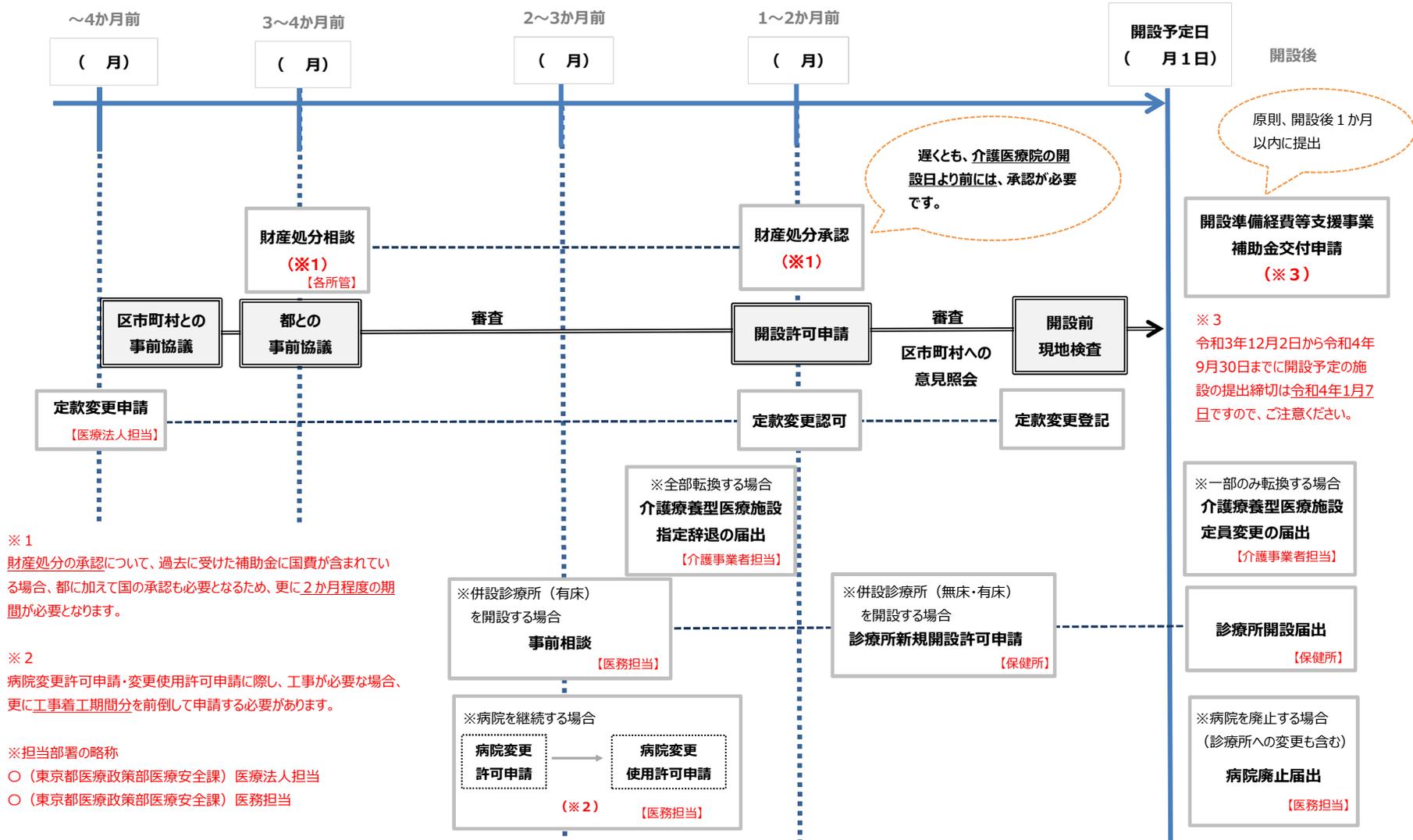
ケース	必要な手続き	相談先
介護医療院の開設許可	開設許可申請等	東京都高齢社会対策部施設支援課 施設整備担当 (03-5320-4266)
過去に、病院、診療所及び介護療養型医療施設の整備に係る補助金を受領している場合	財産処分承認申請	各受領補助金の所管部署 ※所管部署がわからない場合は、東京都医療政策部医療政策課計画担当(03-5320-4425)へお問い合わせください。
医療法人の定款・寄附行為の変更	定款・寄附行為 変更認可申請	東京都医療政策部医療安全課 医療法人担当 (03-5320-4426)
病院の一部を介護医療院に変更する場合	変更許可等	東京都医療政策部医療安全課 医務担当 (03-5320-4431)
病院を廃止する場合	廃止届	
介護療養型医療施設の指定の辞退、定員の減少をする場合	指定辞退届出書等	東京都高齢社会対策部介護保険課 介護事業者担当 (03-5320-4175)
診療所を開設する場合	開設許可申請等	所轄保健所
うち、 有床診療所を開設する場合	事前相談	東京都医療政策部医療安全課 医務担当 (03-5320-4431)

その他

病床の機能や役割を転換（介護医療院の開設含む）する場合、地域医療構想調整会議での報告をお願いしております。	東京都福祉保健局医療政策部医療政策課保健医療計画担当 (03-5320-4424)
---	--

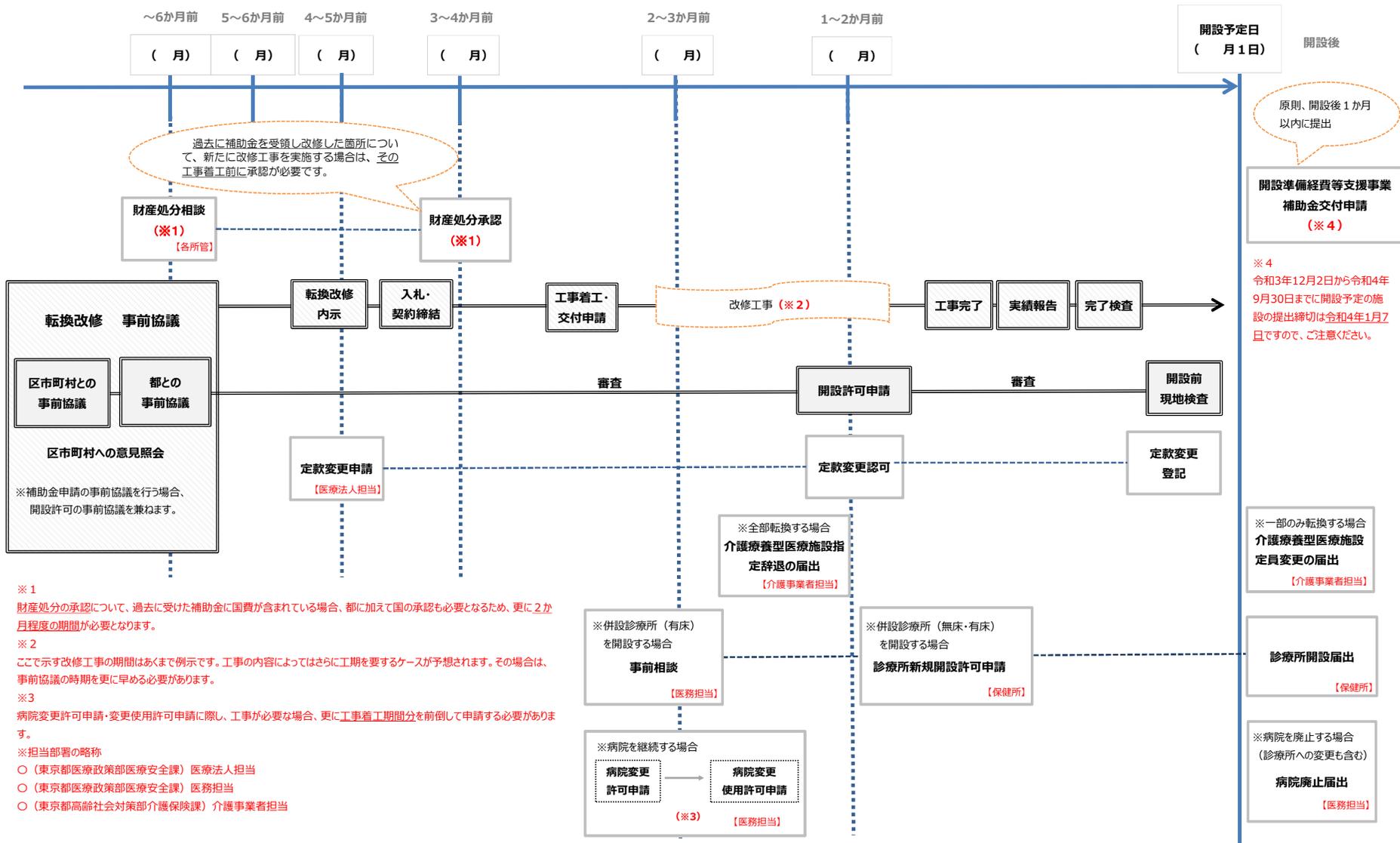
3 開設許可の手続き フロー (※スケジュールはあくまで目安です。余裕をもったスケジュール設定をお願いします。)

転換に伴う改修がない場合



3 開設許可の手続き フロー (※スケジュールはあくまで目安です。余裕をもったスケジュール設定をお願いします。)

【転換に伴い、補助金を利用した改修を行う場合】



4 各種補助金について

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	
<p>介護医療院の開設に当たって、備品等初度経費を支援し、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を図ることを目的とする補助金です。</p> <p>【対象経費】 介護医療院への転換に必要な以下の経費（※）のうち、転換前6か月に係る経費であり、かつ補助事業期間内（年度内）に支出された経費 （※）・設備整備 ・職員訓練期間中の雇上げ ・職員募集経費 ・開設のための普及啓発費 ・その他事業の立ち上げに必要な経費</p> <p>【申請受付窓口】 ・定員30名以上の広域型施設： 高齢社会対策部施設支援課施設整備推進担当（03-5320-4225） ・定員29名以下の地域密着型施設： 所在する区市町村へお問い合わせください。 ※上記に関わらず、中核市である八王子市に所在する施設は、八王子市へお問い合わせください。</p> <p>【留意事項】 ※療養室のパーテーションを備品で購入する場合は、本補助金が該当です。 ※大規模な改修については、（2）の補助をご活用ください。</p>	<p>【申請締切】 原則として、<u>開設後1か月以内</u></p> <p>ただし、開設予定日が下記に該当する場合には、締切が異なりますので、ご注意ください。 ○令和3年4月2日から令和3年7月31日： <u>令和3年7月30日まで</u> ○令和3年12月2日から令和4年9月30日： <u>令和4年1月7日まで</u></p> <p>【詳細リンク】（東京都福祉保健局HP） http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/kikin/kaisetujoyunbi.html</p> <p>※申請にあたっては、上記リンク先に掲載している要綱、要領、申請の手引きを必ず御確認ください。</p>
(2) 介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備補助事業	
<p>介護療養型医療施設から介護医療院への転換に当たり、介護医療院の施設基準に適合するための整備が必要となる場合、施設整備費の補助を実施します。</p> <p>【対象事業】 ・事業者整備型 ・オーナー型</p> <p>【整備区分の内容】 ・転換改修 ・転換創設 ・転換改築 ・転換ユニット化改修</p> <p>【申請受付窓口】 高齢社会対策部施設支援課施設整備担当（03-5320-4266） ※中核市である八王子市に所在する施設は、八王子市へお問い合わせください。</p> <p>【留意事項】 ※原則「介護医療院の施設・設備基準」に適合させることを目的とした整備に限ります。したがって、単に経年劣化の修繕やリニューアルを目的とした工事などは、対象になりません。</p>	<p>【申請締切】 ○転換創設・転換改築・転換ユニット化改修： 第1回 令和3年6月18日 第2回 令和3年11月5日 ○転換改修：随時</p> <p>【詳細リンク】（東京都福祉保健局HP） http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/kaiqoiryouin/tenkanhojo.html</p>
(3) 介護医療院の耐震診断・耐震改修費補助	
<p>都内の高齢者福祉施設等の耐震化を促進していくため、「耐震化促進事業」として補助を実施しており、介護医療院も補助の対象です。</p> <p>【対象経費】 ・耐震診断 ・耐震改修</p> <p>【申請受付窓口】 高齢社会対策部施設支援課施設整備担当（03-5320-4266）</p> <p>【留意事項】 ※自己所有施設であることが必要です。 ※介護医療院への転換予定の施設についても、協議可能です。ただし、補助内示は、介護医療院への転換後となります。 なお、介護医療院に転換に当たっては、介護医療院に係る施設・人員等の審査基準を満たすことが必要です。</p>	<p>【申請締切】 決まり次第ホームページにアップ予定</p> <p>【詳細リンク】（東京都福祉保健局HP） http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/kaiqoiryouin/taishinhojo.html</p>

5 留意事項

地域医療構想調整会議での報告

将来予想される患者の増加に対応するためには、医療機関間の連携を進め、限られた医療資源を有効活用していく必要があります。

現在、地域医療構想調整会議では、地域の医療機関等が集まって、地域で必要となる医療の確保等についての検討を進めております。今後、地域の状況に応じた医療機関の機能分化と連携を進めていくためには、地域の関係者が地域の病床機能の状況について共通認識を深める必要があります。そのため、病床の機能や役割を転換する場合、地域医療構想調整会議での報告をお願いしております。療養病床から介護医療院への転換に際しても、ぜひ、積極的に地域医療構想調整会議での報告に御協力ください。

病床の機能や役割を転換する場合、地域医療構想調整会議での報告をお願いします

病床の機能や
地域で担う役割を
変えるとき

例) 病院を移転する・病床を増やす／減らす
地域包括ケア病棟を開設する
療養病床から介護医療院への転換を行う 等

▶ 事前に、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課保健医療計画担当まで御連絡ください。(03-5320-4424)
地域医療構想調整会議での報告について御案内します。